

令和6年度 町県民税申告相談のお知らせ

申告のご案内は1月中に全世帯(施設・寮等は除く)の世帯主様宛に郵送します。

1. 町・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、小坂町に住所があり、次の(1)から(5)に該当する方

(1) 給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先から小坂町へ「給与支払報告書」が未提出の方
- ・給与所得以外の所得がある方・各種控除を受ける方

(2) 公的年金所得者で次に該当する方

- ・公的年金所得以外の所得がある方
- ・65歳未満で公的年金収入が98万円より多い、65歳以上で公的年金収入が148万円より多い、かつ各種控除のある方(※年齢は令和6年1月1日現在)

(3) 事業所得などがある方(農業、営業、不動産、山林、一時、雑所得など)

(4) 非課税収入のみの方(遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など)

(5) 前年に収入がなかった方(家族に扶養されていた方も簡易申告書の提出が必要です)

「簡易申告書」へ記入し各施設(※)の投函箱への投函又は郵送で提出してください。

(※) 役場1階税務班・七滝支所・十和田出張所・セパーム・川上公民館



2. 税務署での申告となる方 次の①～⑥に該当する方は税務署で申告を行ってください

※税務署での申告は15頁インフォメーションを参照ください。

① 初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける方

② 土地や建物に係る譲渡所得がある方

③ 上場株式等に係る譲渡所得や配当所得があり、控除や還付を受けようとする方

※上場株式等に係る譲渡所得や配当所得について、令和6年度(令和5年分)の申告から所得税と住民税の課税方式を一致させることになったため「所得税は総合課税、住民税は申告不要」といった異なる課税方式を選択することが出来なくなります。

④ 先物取引に係る雑所得がある方

⑤ 青色申告書、雑損控除の申告書、準確定申告書(亡くなった方の申告書)を提出する方

⑥ 令和4年分以前の確定申告書を提出する方

申告が必要なのか分からない・収入は年金と田んぼ貸付のみ・医療費控除のまとめ方が分からない! などの方は申告事前相談会をご利用ください。



◎町・県民税申告事前相談会(予約不要。受付状況によりお待ちいただく場合もあります。)

◆場所・日時

- ・川上公民館 1月25日(木)10時～15時
- ・七滝公民館 1月26日(金)10時～15時

◆持ち物

- ・年金・給与のある方は源泉徴収票・事業収入がある方は収入経費の確認出来る書類
- ・マイナンバーカードまたは通知カード及び本人確認書類